

第 6 1 回
東北地方交通審議会
船員部会議事要録

平成 2 5 年 1 1 月 2 2 日
東北地方交通審議会
船員部会事務局

東北地方交通審議会

第61回船員部会

日 時 平成25年11月22日（金） 15:30～

場 所 仙台第4合同庁舎 4階会議室

出席者 公益委員 : 長谷部部会長、村上部会長代理（欠席）、
清水委員、筋内委員

労働者委員 : 高橋（雅）委員、正路委員、野田委員

使用者委員 : 鶴本委員（欠席）、佐藤委員、湯村委員

運輸局 : 本田海事振興部長、阿部海事振興部次長
遠藤海上安全環境部船員労働環境・海技資格課長
鈴木海事振興部船員労政課長、淀川労政係長

- 議 題 (1) 審議事項
東北漁業(沖合底びき網)最低賃金及び東北漁業(大中型まき網)
最低賃金の改正について
- (2) 管内の雇用等の状況について
- (3) その他

配付資料

- 資料1 東北漁業(沖合底びき網)最低賃金及び東北漁業(大中型まき網)
最低賃金の改正について
- 資料2 船員職業安定業務取扱状況説明資料(9月分)
- 資料3 新規求人・求職数(東北管内:3年対比)
- 資料4 有効求人・求職数(東北管内:3年対比)
- 資料5 新規求人・求職数(全国)
- 資料6 有効求人・求職数(全国)
- 資料7 有効求人倍率(東北管内)
- 資料8 有効求人倍率推移(全国)
- 資料9 新聞情報

議 事 概 要

◎開 会

【阿部海事振興部次長】

〔第 61 回船員部会の成立について報告〕

〔配付資料確認〕

◎議 事

(1) 審議事項

東北漁業（沖合底びき網）最低賃金及び東北漁業（大中型まき網）最低賃金の改正について

【長谷部部会長】

それでは、議事に入りたいと思います。

お手元にあります議事次第の議案の 1 審議事項ですが、東北漁業（沖合底びき網）最低賃金及び東北漁業（大中型まき網）最低賃金の改正について、というところから始めたいと思います。

それぞれの専門部会の部会長から資料の 1 - 1 の審議結果について報告を頂きたいと思います。

まず、沖合底びき網ですけれども、これは私が部会長を務めましたので、私のほうから報告させて頂きます。

報告事項は、その資料の 1 - 1 の 1. 記というところの部分になる訳ですが、その前のところからお読み致します。

「東北漁業（沖合底びき網）最低賃金の改正について、下記のとおり結論とする。記。東北漁業（沖合底びき網）最低賃金（平成15年東北運輸局最低賃金公示第4号）については、適用する船員に係る最低賃金額19万2,000円を19万4,000円に改正することが適当である。」ということです。

あと、そこには記されてありませんけれども、両者との間、労使の間、これが必ずしも十分な上げ幅ではないという認識を共有しておられまして、この基準としては3,700円という額が出て、それをどうするかということになったのですけれども、その半額の2,000円を今回引き上げて、その残りの部分プラスアルファについては、次年度以降協議の場を設ける際にこれを考慮するというを議事録に記して頂いて、次年度以降の改正の参考に付す。こういうことが附属事項ということで話し合いの場でなされまして、それで合意を見ることになりました。

以上です。

それでは、2の大中型まき網最低賃金専門部会からの報告を箭内委員からお願い致します。

【箭内委員】

大中型まき網専門部会の部会長であります、村上委員が欠席をされたので、代理の私から報告を致します。

大中型まき網最低賃金専門部会は、本日まで3回行われました。

あらましを申し上げますと、第1回目、先月23日には、労働者委員、また使用者委員からそれぞれのご意見を伺いました。具体的な数字というものは、特に出しておりません。

具体的な数字は、第2回、11月20日、今週の水曜日に、それぞれの労働者委員、使用者委員からご意見を伺いました。ただ、双方のなかなかといいますか、開きが大きいものですから、当日第2回の専門部会で結論を出す、あるいは合意に至ることがございませんでした。

そのため、本日、第3回専門部会を12時半から開催することに致しました。

結論から話せば、記に書いてありますとおり、読み上げますけれども、「東北漁業（大中型まき網）最低賃金については、適用する船員に係る最低賃金額19万2,200円を19万4,200円と、青森県八戸市に主たる船員の労務管理の事務を行う事務所を有する2そうまき・まき網漁業の用に供する漁船の船舶所有者に雇用されている船員については、17万8,700円を18万500円にそれぞれ改正することが適当である。」というものになりました。

その経緯ですけれども、それぞれからご意見を伺いまして、かなり開きが大きいということで、公益委員の方であっせん案として数字を申し上げます。その数字は、既に沖合底びき網の方でプラス2,000円のアップの最低賃金が示されたということなど、さまざまなことを勘案いたしましてプラス2,000円、つまり19万4,200円という数字を両者に提示いたしました。そして、双方に同意して頂き、この数字に落ち着いた訳です。ただ、特例地域について申し上げますと、特例地域も今回のアップ額をそのままにしてしまいまして、18万600円という数字になります。

これについては、使用者委員からやはりかなり厳しい数字ではないかというご意見を承りました。そのため、使用者側のご意見としては、18万円に止めたいというご意見でしたので、その点で改めて3方で協議したところ、最終的にはその1割減、18万500円という数字に落ち着いた訳です。

ですから、結論と致しましては、改めて申し上げますけれども、最低賃金は19万4,200円、そして特例地域に関しましては18万500円にそれぞれ改正をすることが適当である。ということで双方の合意を見たものです。

以上です。

【長谷部部会長】

それぞれにつきまして、審議したいと思います。

この結論というものをここで最終的に是非かということを決定的にすることによって答申とすることになります。何か質問、ご意見ございませんか。

よろしいですか。

大中型まき網の方は、附帯事項は無いんですか。あるんですね。

【箭内委員】

すみません。当初の主張は、これは沖合底びき網と同じようなアップ率を考えて貰いたいということだったんですけれども。一応今回の答申に関しましては単年ということで、プラス2,000円ということで話はしていた訳ですけれども、以後継続して次年度以降にまたそれについて考えて頂くということを議事録には付して頂きたいということは合意に達しております。その点は、沖合底びきと同じです。

【長谷部部会長】

では、議事録の方に、ある意味でこの船員部会の議事録にもそれは記されるということになります。その議事録に附帯事項としてそういう話があったんだということ記録してもらって、それを次回以降参考にして頂いて、また審議して頂くということですので合意を見たということですね。この点、ご了解頂いた上で、もし何もお意見等ございませんでしたら、この審議結果を船員部会の決議として交通審議会の会長の方に報告することにしたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。（「はい」の声あり）

【長谷部部会長】

ありがとうございます。

では、その報告案を海事振興部次長から朗読して頂きたいと思います。

【阿部海事振興部次長】

それでは、決議頂きましたので、結果を資料1-2の案にあります文で報告したいと思います。

東北地方審議会会長 高橋 宏明宛てということで、部会長 長谷部 弘。

船員に関する特定最低賃金（東北漁業（沖合底びき網）の最低賃金及び東北漁業（大中型まき網）最低賃金）の改正について、東北地方交通審議会船員部会は、本船員部会に付託された平成25年8月6日付け東地審第5号「船員に関する特定最低賃金（東北漁業（沖合底びき網）最低賃金及び東北漁業（大中型まき網）船員最低賃金）の改正について」、下記のとおり答申することが適当であるとの結論を得ましたので報告します。

記として、

1. 東北漁業（沖合底びき網）最低賃金（平成15年東北運輸局最低賃金公示第4号）については、適用する船員に係る最低賃金額19万2,000円を19万4,000円に改正することが適当である。
2. 東北漁業（大中型まき網）最低賃金（平成15年東北運輸局最低賃金公示第5号）については、適用する船員に係る最低賃金額19万2,200円を19万4,200円に、青森県八戸市に主たる船員の労務管理の事務を行う事務所を有する2そうまき・まき網漁業の用に供する漁船の船舶所有者に雇用されている船員については17万8,700円を18万500円にそれぞれ改正することが適当である。ということです。

【長谷部部会長】

ありがとうございます。それでよろしいですね。

ただいまの報告でよろしいでしょうか。異議ございますでしょうか。

（「異議なし」の発言あり）

【長谷部部会長】

異議なしということですので、全会一致で船員部会の決定として報告させて頂きたいと思います。何かこの件についてご意見等がございましたら。

最後の機会です。よろしいですか。

では、以後の手續等についてご報告ください。

【阿部海事振興部次長】

今回の報告案で案がとれて報告として東北地方交通審議会のほうに回答いたしま

して、審議会としましては答申案としてまとめて決裁をして東北運輸局長に答申を出すということになるのですが、一応段取り的には12月4日に交通審議会会長へ説明に行きまして了解を頂いて出す予定にしております。というのは、今回審議会というのは開かないで諮問した段階で付託で船員部会のほうに来ていると。その中身については最賃部会に出ているということでそういう流れがありますから、その逆パターンで下から上げるんですが、ここの決定されたものが答申案の中身ということで決定済みとなります。今回、うちの方で手間取って大変委員さんの方々にはご迷惑かけたんですけども。

昔、船員労働委員会の時代ですと、細かな所まで全部規則で決まっていまして、その段取りも全部決まっていたんですが、今回の審議会の場合、その細かい段取り的なものが決定されていなくて、その確認作業が入ったりもしまして、大変手間取って申し訳なかったということでございます。

以上、お詫びしておきます。

【長谷部部会長】

久方ぶりの最賃交渉だったものですから、新たな制度のもとでいろいろと大変な手続き、これが先例になりますので、作って頂いたんだと思います。本当に事務方のほうありがとうございました。

そういうことで、以後進めさせて頂きたいと思います。ご了解ください。

では、次の議題に移りたいと思います。

(2) 「管内の雇用等の状況」について

【長谷部部会長】

議事次第の議題2の管内の雇用等の状況について、事務局からご報告ください。

〔船員労政課長より資料2から資料8に基づき報告〕

【長谷部部会長】

ありがとうございました。ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたら、お願いいたします。

【湯村委員】

ちょっと気になったんで確認なんですけれども、資料2の7ページの石巻で成立2件ありますけれども、曳船で近海、貨物船の沿海で通信長となっているんですけれども、通信長、これ近海と沿海とひょっとして逆になっていないかなと思ったんですけれども。こういうケースってあるのかな。沿海で通信長を乗せるというのは余り聞かないですよ。

【鈴木船員労政課長】

これは、そのとおり。貨物船の通信長ですね。

【高橋委員】

時期的に外国に特別に行く船は、近海ですもんね。沿海ということないですね。

【湯村委員】

はい、近海船になります。近海の資格を持った曳船って、これ曳船ですかね。

【鈴木船員労政課長】

これは、東京の船で、そのとおりのものでした。

【湯村委員】

そうですか。間違いなければいいんですけども。

【清水委員】

珍しいですね。

【長谷部部会長】

何か問題があるということではないですね。

【湯村委員】

こういったケースは珍しいなと思って、ちょっと気になったものですから確認させてもらいました。

【清水委員】

沿海で通信長を乗せるというのは珍しいですからね。

【長谷部部会長】

そうなんですか。

【湯村委員】

特別な事情でもあるんでしたら別ですけども。

【長谷部部会長】

私たちがチェックできる立場にある訳でもないんですが、珍しいということで受けとめておいてよろしいですね。ありがとうございます。

何かコメントありますか。いいですか。

【阿部海事振興部次長】

特にございません。今言ったのは、法律上で乗り組み基準というのがありまして通常の船舶の航行区域とか船種によって、いろんな職種によって乗り組み基準があるので、それからいくとちょっとおかしいのかなというようなことなんですけれども。今言ったように、求人内容でいくとそのままの船になっているということなので、滅多にないケースで、別に違法だという話ではなくて、珍しいケースです。

【長谷部部会長】

わかりました。ありがとうございます。

その件はそれでよろしいでしょうか。（「はい」の声あり）

他にございますか。ありませんでしたら、報告、承認頂いたということによろしいでしょうか。（「はい」の声あり）

ありがとうございます。

(3) その他

【長谷部部会長】

では、続きまして、議題の3その他の事項に入ります。
情報提供方、どうぞよろしく願いいたします。

労働者委員の方からお願いします。

【高橋委員】

それでは、私のから、今月の6日から8日にかけて、うちの方の大会というか組合の定期全国大会、長崎でありました。

今年は、去年の活動を補強する形の大会ということで、活動方針を修正する部分で4件、あと決議が2つ決まりました。

決議の方は、海上モーダルシフトの推進、燃料費の負担軽減政策及び海上地域間交通の維持・存続を求める決議ということなんですけれども、これはフェリー、旅客船、内航船などの貨物輸送に関する役割の重要性、あと燃料が高騰している部分での政策的な部分、あと南海トラフ等地震というふうな大きな災害が予想されていることに対する大規模災害時の船舶の有効活用と、本四架橋に関する旅客船と、あと高速道路と架橋料金の割引に関しての、それによって橋の下で事業を行っているフェリー会社に対する支援策ということでした。

あともう一つが、本四架橋で働く組合員の雇用と生活を守る施策を求める決議ということなんですけれども、これは本四架橋建設当初、その橋の下でフェリー、旅客船事業をしていた組合員の方々が離職するというので、橋の通行料金の收受業務、そちらの方に転職された方がいるんですけれども、今回、本州四国連絡高速道路株式会社と西日本高速道路株式会社が合併するというので、要はその合併によってまた離職する恐れがあるということで、本四特別措置法というのが、要は離職した人達の雇用を守るためにできた受け皿会社がこの收受業務だったんですけれども、今回の合併によってそこで働いている組合の方々がまた離職する恐れがあるということで、雇用を守る施策をお願いしたいという内容でした。

あともう一つが、新聞情報の最後の部分なんですけれども、近海まぐろ船が貨物船に接触されて浸水し、船の方は沈まなかったんですけれども、乗組員も無事でした。それで、船を曳航途中、海が時化っていて曳航索が切れて、それによって船が多分沈んでしまったんだということです。乗組員のほうは、20日の午後に気仙沼港に入港予定となっていますけれども、もう20日の午前中、朝くらいには入港していたと思います。全員無事でした。以上です。

【長谷部部会長】

よかったですね。情報ありがとうございます。

使用者側の方はいかがですか。

【佐藤委員】

ニュースでも多分ご存じのとおり、十和田観光船が再生手続中でしたけれども、突然弁護士さんから再生は無理ということで、来月の15日に破産手続に入るということらしいです。一時は東京電力からの賠償金で何とか従業員の給料等はやっていったんだそうですけれども、ここに来て、やはり利用客がだんだん減ってくるということで諦めたんですかね。まだまだ私ら東北の観光船の業界については、大変厳しい環境にあることは確かでございます。私らだけでなく、ホテル・旅館業界も同じような状況ではないかなと思います。一時は「八重の桜」とか、あるいは「あまちゃん」効果で多少は上昇したのかなと思っていますけれども、なかなか、東北全般から見るとマイナスのほうが多いような状況です。以上です。

【長谷部部会長】

松島は同じですか。

【佐藤委員】

松島は、まだまだ大都市仙台圏に入っていますから、個人のお客さんが伸びていきますけれども、やはりツアーのお客さんが来ないですね。ツアーが来ないというのは、去年、一昨年ですか、5月に高速バスがえらい事故を起こして、それが600キロぐらいワンマンで走っているという状況で、今は400キロですか、それに規制されるためにバス料金が上がって、それから、北関東からでも日帰り圏でこの辺まで無理だなということで、それでなかなか伸びていないという状況です。

やはり原発以外にそういう複合的な要因が重なっている状況です。

【長谷部部会長】

ありがとうございます。関連すること、他のこと、何かご意見、ご質問等ありませんでしょうか。

【鈴木船員労政課長】

すみません、先ほどの湯村委員からのご指摘の成立の関係、資料2の7ページの関係で、沿海と近海が逆ではないかということで、今確認しましたらば、逆になっていました。

【長谷部部会長】

安心しました。ということで、他にございませんか。

ありませんでしたら、今日の議事、これで終了とさせて頂きたいと思います。

◎閉 会